

報道関係者各位

令和5年10月13日

## 舞鶴市中小企業災害復旧事業補助金

### ～申請受付が始まります～

令和5年台風7号で被災した中小企業者の設備等の再建にかかる負担を軽減し、早期の復旧、経営安定化を図るため、見出しの事業を実施します。

この度、下記のとおり申請受付を開始いたしますので、お知らせします。

#### 記

- 申請受付期間 令和5年10月16日（月）～令和6年2月16日（金）
- 補助対象者 台風7号により設備、機器等に被害を受けた市内の中小企業者等
- 対象事業
  - (1) 被災した設備の更新等に対する補助
    - ・補助率等：15%以内（下限10万円、上限100万円）
  - (2) 被災した機器の修繕等に対する補助
    - ・補助率等：1/4以内（上限5万円）
- ※(1)、(2)ともに、被災（り災）日以後に着手した事業で、京都府が実施する中小企業等復興支援事業に該当する事業が対象となります。
- 申請書配架場所 産業創造・雇用促進課内、舞鶴商工会議所  
※市ホームページからダウンロード可能
- 申請窓口・お問い合わせ 舞鶴市産業振興部産業創造・雇用促進課内  
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地  
電話 0773-66-1021 FAX 0773-62-9891

